

大分県報

令和六年
号外（五二）
七月一日

（月曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正

告示

知事の職務を代理する副知事の順序

訓令

大分県副知事の担任意務に関する規程の制定

○病院局管理規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月一日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第六号

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（救急勤務医手当）

第九条 救急勤務医手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 県立病院に勤務する医師が、病院局長が定める救急業務のため宿日直業務に従事したとき。

二 県立病院に勤務する医師が、あらかじめ命ぜられて、病院局長が定める救急業務のため勤務したとき。

2 前項の手当の額は、その従事又は勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

令和六年七月一日

ぞれ各号に定める額とする。

一 前項第一号の規定による従事 七千五百円（一月の宿日直業務の従事の回数が四回を超えるときは、当該額にその超える従事一回につき二千円を加算した額）

二 前項第二号の規定による勤務 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額

イ その勤務時間が午後五時から翌日の午前八時三十分までの場合 二万円

ロ その勤務時間が大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）第四条に規定する休日及び同規程第六条に規定する週休日の午前八時三十分

から午後五時十五分までの場合 一万四千元

第十四条中「（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）」を削る。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○告示

大分県告示第三百三十六号

知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

令和六年七月一日

大分県知事 佐藤樹一郎

第一順位 副知事 尾野賢治

第二順位 副知事 桑田龍太郎

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○訓令

大分県訓令甲第二十三号

大分県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

令和六年七月一日

本地方機関

大分県副知事の担任意務に関する規程

大分県知事

佐藤樹一郎

大分県報号外（病院局管理規程・告示・訓令甲）

一

第一条 副知事が担任する事務は、次の表のとおりとする。

区 分	担 任 事 務
共管事務	<ol style="list-style-type: none"> 一 県政に係る重要施策の決定に関すること。 二 人事、組織及び予算編成に関すること。 三 大分県長期総合計画に関すること。 四 大分県行財政改革計画に関すること。 五 その他知事が指定すること。
副知事尾野賢治の担任意務	<ol style="list-style-type: none"> 一 総務部に関すること。 二 企画振興部に関すること（知事が別に指定することに限る。）。 三 福祉保健部に関すること。 四 生活環境部に関すること（知事が別に指定することに限る。）。 五 農林水産部に関すること。 六 会計管理局に関すること。 七 部局間連携・調整に関すること。 八 県議会との連絡調整に関すること。 九 人事委員会との連絡調整に関すること。 十 監査委員との連絡調整に関すること。 十一 病院局との連絡調整に関すること。 十二 教育委員会との連絡調整に関すること。 十三 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。 十四 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。 十五 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。 十六 その他知事が指定すること。
副知事桑田龍太郎の担任意務	<ol style="list-style-type: none"> 一 企画振興部に関すること（知事が別に指定することを除く。）。 二 生活環境部に関すること（知事が別に指定することを除く。）。 三 商工観光労働部に関すること。 四 土木建築部に関すること。 五 労働委員会との連絡調整に関すること。 六 企業局との連絡調整に関すること。 七 公安委員会との連絡調整に関すること。 八 収用委員会との連絡調整に関すること。 九 その他知事が指定すること。

第二条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。